



身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）

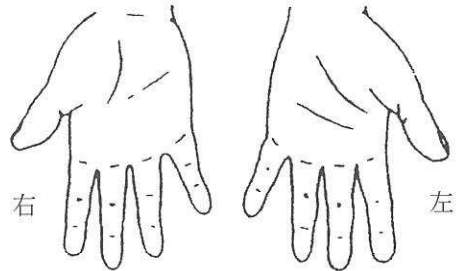
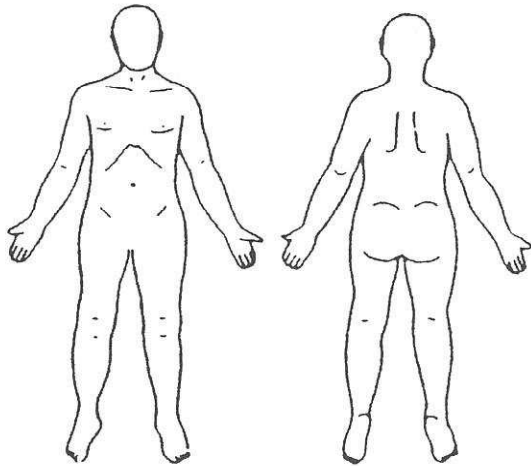
氏名	明治・昭和 大正・平成	年	月	日生（ ）歳	男・女
住所					
① 障害名（部位を明記）					
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、疾病 先天性、震災、震災以外の天災、その他（ ）			
③ 疾病・外傷発生年月日		昭和 平成	年	月	日・場所
④ 参考となる経過・現症（画像診断及び検査所見を含む。）					
人工関節等置換術予定 有（平成 年 月）・無 障害固定又は障害確定（推定） 昭和・平成 年 月 日					
⑤ 総合所見（障害の程度を詳細に記入。）					
〔将来再認定 要（軽症化・重症化）・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
平成 年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所 在 地					
診療担当科名		科		医師氏名	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見					
〔障害程度等級についても参考意見を記入〕					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に					
・該当する（ 級相当）					
・該当しない					
※下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合 等級は、原則として指数合算を行わないこと					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害 等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因と なった疾患名を記入してください。					
2 障害区分や等級決定のため、兵庫県社会福祉審議会から改めて照会する場合があります。					

肢体不自由の状況及び所見

◆ 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見 (該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入)

1. 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害(下記図示)：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起 因 部 位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形 態 異 常：なし・あり

参 考 図 示



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

× 変形 ■ 切断断 ▨ 感覚障害 ▨ 運動障害

注：切断の場合は、前腕、上腕、大腿、下腿の1/2以上か否か(手指の場合はPIP・IPの有無)を明記して下さい。

◆ 動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助又は不能-X、()の中のものを使う時はそれに○

寝がえりする			シャツを着て脱ぐ	
あしをなげ出して座る(背もたれ、支え)			ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
椅子に腰かける(背もたれ、支え)			ブラシで歯をみがく(自助具)	右 左
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)			顔を洗いタオルで拭く	
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)			タオルを絞る	
洋式便器に座る			背中を洗う	
排泄のあと始末をする			二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)	
(箸で)食事をする(スプーン・自助具)	右	左	屋外を移動する(家の周囲程度)(杖、松葉杖、車椅子)	
コップで水を飲む	右	左	公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

◎ 歩行能力及び起立位の状況 (該当するものを○で囲む)

- (1) 歩行能力 [補装具なし]：正常・ m・km程度・不能
 ※補装具()使用で m・km程度
- (2) 起立位保持 [補装具なし]：正常・ 分程度・不能
 ※補装具()使用で 分程度

計測法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘→(径骨)内果

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)

上腕周径：最大周径

下腿周径：最大周径

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT) (申請にかかる部分はすべて記載する)

筋力テスト () 関節可動域 筋力テスト () 関節可動域 筋力テスト ()					
↓	↓	↓	↓	↓	↓
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180		
() 前屈	後屈 ()	頸	() 左屈	右屈 ()	
() 前屈	後屈 ()	体幹	() 左屈	右屈 ()	
右				左	
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180				
() 屈曲	伸展 ()	肩	() 伸展	屈曲 ()	
() 外転	内転 ()	() 内転	() 内転	外転 ()	
() 外旋	内旋 ()	() 内旋		外旋 ()	
() 屈曲	伸展 ()	肘	() 伸展	屈曲 ()	
() 回外	回内 ()	前腕	() 回内	回外 ()	
() 掌屈	背屈 ()	手	() 背屈	掌屈 ()	
() 屈曲	伸展 ()	中手指節(MP)	() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()	近位指節(PIP)	() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
() 屈曲	伸展 ()		() 伸展	屈曲 ()	
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180				
() 屈曲	伸展 ()	股	() 伸展	屈曲 ()	
() 外転	内転 ()	() 内転	() 内転	外転 ()	
() 外旋	内旋 ()	() 内旋		外旋 ()	
() 屈曲	伸展 ()	膝	() 伸展	屈曲 ()	
() 底屈	背屈 ()	足	() 背屈	底屈 ()	

※筋力の記載方法については注4参照

備考

注：

1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
 2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
 3. 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波戦(〇)を引く。
 4. 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または著減(筋力0、1、2該当)
△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常またはやや減(筋力4、5該当)
- なお、筋力の程度をより詳細に示す必要がある場合、0～5の数値を×△○印の横に補記するものとする。
- 例示**
2(×) 伸展 屈曲(○)4
5. (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
 6. DIP その他手の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
 7. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。